

中央の森式番街
管理組合ニュース
第35期第3号(通算第59号)



発行日：2016/12/19

防災関連資料 「防災の手引」に綴じて保存してください。

1. エレベーター内に緊急備品キャビネットが設置されました。

12月5日、中武の全てのエレベーター9台に、地震等で停電した際に内部に閉じ込められ、救助が来るまでの間に利用できる緊急備品を収納したキャビネットを設置いたしました。

以前にお伝えしてあります通り、中武のエレベーターは、停電時には即座に緊急ブレーキが作動して、走行途中のカゴを停止させる機能が備わっていますので、階と階の途中で停止することもあり得ます。

一概には言えませんが、状況によっては停電が解消するまでに時間を要する場合があります。緊急備品キャビネットは、長時間閉じ込められた場合、救助が来るまでに役立つ緊急用の備品を収めたものです。

■緊急備品キャビネット設置状況

全部で9台のエレベーターに、入口から見て左奥の角に設置しました。図1参照。

キャビネットは強力な磁石でエレベーターの内壁に接触させて固定しています。地震や少々の振動・衝撃で倒れることはありませんが、乱暴に扱ったり物をぶついたりしないでください。

図1 エレベーター内の緊急備品キャビネット



■緊急備品キャビネットの選定

緊急備品キャビネットの設置に関しては、昨年実施したアンケート調査の結果、80%を超える皆様の設置賛成の意向を受けて実行に移しました。設置モデルの選定に当たっては、計3社から市販の緊急備品キャビネットの実物見本を借り受けて、自主防災会役員による比較検討を行い、保管緊急備品の種類・寸法・価格で、株式会社ネットビジョン製「昇太郎」を選定しました。

■緊急備品キャビネット備品の安全確保について

緊急備品キャビネットの中に保管する備品は、次のページの図2に示した通り、非常食品や飲料水のように使用期限があるものも含まれます。

使用期限付きの備品については、毎年行われる自主防災会の新旧役員引継ぎの時に、これらの備品のチェック作業を加え、交換を要するものは、その際に入れ替えます。

更に、何らかの理由でキャビネットの扉が開けられた時も、備品のチェックを行い、必要な備品は交換します。

■緊急備品キャビネットに関するお願い

居住者の皆様へは、収納してある食品・飲料水を含む緊急備品の安全性確保の観点から、次のご対応をお願いいたします。

- ① 緊急備品キャビネットの扉は、**緊急時以外は絶対に開けない**でください。
- ② キャビネットの**扉が開いているのを発見した時は、直ちに最寄りの自主防災会役員**(管理組合理事・監事及び町内会役員) **又は、東急コミュニティー中央管理センターへお知らせ**ください。

図2 緊急備品キャビネット保存備品



③ キャビネットの上には物を置かないでください。キャビネットの上面には、点字による表示がされていますので、万が一の時に物が置かれていることで、目の不自由な方に緊急備品の存在が伝わらない可能性があります。

《注意》

一度開けた扉は、そのままでは閉まりません。緊急時に簡単に開けられ、平時には開いていることが一目で分かり、保管してある緊急備品の点検を含む対応を容易にする機構になっています。

■緊急備品キャビネットの取扱いの表示

ここに述べたことを、まとめて一枚のシールに表現して各エレベーターの緊急備品キャビネットに近い壁に貼ってあります。

図3 緊急備品キャビネットの取扱い表示シール

緊急備品キャビネット

Emergency Supplies

地震や停電などでエレベーターが急に止まった時、救助が来るまでの間に必要な品が入っています。
When the elevator is suddenly stopped due to earthquake or black-out, use emergency supplies in this container until help comes.

キャビネットの開け方 Door open procedures	緊急備品 Emergency supplies
<p>①レバーを上げる Pull up lever</p> <p>②レバーを回す Turn lever</p> <p>③レバー手前に引く Pull lever</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非常用食品 Emergency foods アルミブランケット Aluminum blanket ティッシュペーパー Tissue papers LED式ライト Flashlight (LED) 救急医薬品セット First-aid kit ホイッスル Whistle 簡易トイレ Portable toilet 飲料水 Drinking water

警告
非常時以外は開けないで下さい。一度扉を開けると閉まりません。扉が開いている時は、お近くの自主防災会役員へ通報して下さい。

CAUTION
Do not open the container door except in case of emergency. Once the door is opened, it won't be closed. Require a special key to lock the door.

志木ニュータウン 中央の森公園 自主防災会 201610

図4 キャビネット上面に貼られたシール



2. 給水プラントに緊急時の飲料水取水蛇口を設置しました。

集会所・管理棟の地下には、志木市から供給された上水が、二つの貯水槽に水量約250m³蓄えられ、常時電動モーター付きのポンプで加圧して各棟・各散水栓へ供給しています。震災等による停電時は、自動的に非常用エンジンが、電動モーターに代わりポンプを駆動します。しかし、非常用エンジンの燃料タンク容量が小さく約3時間後には、給水が停止します。

一方、志木市の災害時に於ける市民への

飲料水の供給は、給水車による巡回供給体制がありませんので、飲料水を求める市民は、浄水場(宗岡と大原)まで出向いて、プラスチック容器で受け取る方法、或いは、近くの指定防災協力井戸まで容器を持って飲料水を貰いに行かなくてはなりません。

災害時であっても給水プラントの受水槽には、相当な水量があるので、緊急時用に受水槽の飲料水を簡単に取り出せるように給水栓(蛇口)を取り付けました。

注1: 浄水場と指定防災協力井戸の情報は、志木市のホームページをご覧ください。
注2: 給水プラントの入口には、停電時用に2個の懐中電灯が備えてあります。

図5 給水プラント装置配列と新設蛇口位置

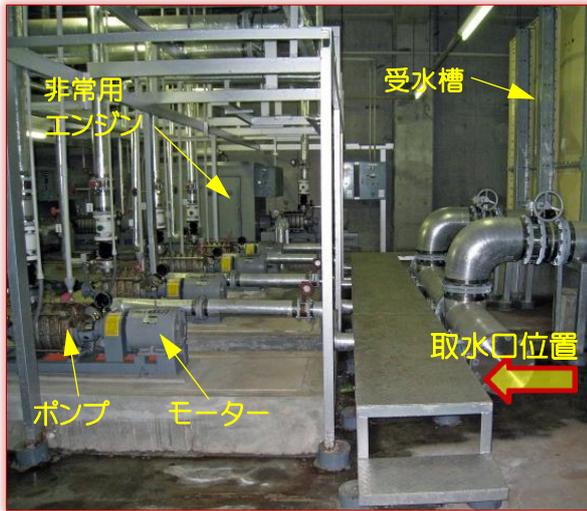


図6 取水口蛇口(ホース取付け予定)



3. 不審事件への対応・態勢について

居住者から届け出のあった大変不快な「いたずら・いやがらせの類(*)」が、散発的に起きています。この種不審事件は、放って置くことが、後々の大きな事件にまでエスカレートする場合があります、危惧するところです。

ここ5年間で管理組合役員・町内会役員及び東急コミュニティーにまで届いた不審事案は、計12件です。事件通報がある都度、警告ポスターで皆様へお知らせしたり、場合によっては警察に相談してパトロールの強化等をお願いしておりますが、決定的な解決策を見出せないでおります。

管理組合としては、不審事件対策の在り方について、他街区で導入している監視カメラの増設も視野に入れて今期中に、防災専門委員会で協議・審議し、理事会に答申してもらおうべく、動き始めております。

当面の対策としては、私達住人の「目」が

張り巡らされていることが重要であり、且つ最大の抑止力となるでしょう。例えば、私達が複数いる時に不審者を見かけたら「挨拶」をすると、住民であれば答えるはずですが、そうでない者はそれだけで「うろたえる」そうです。まずは、住民同士の協力や結束がこの種の不審事案の防止に効果があると言われております。

皆様の街を守る意思に期待いたします。

(*)主な事件:

- ① 特定の居住者に対し、自転車のカゴにゴミを投げ入れる等の繰り返しのいやがらせ。
- ② 駐車中の自動車を傷つける。
- ③ 駐輪中の自転車に傷つける。
- ④ 他街区の例:
 - 駐輪場で不審火発生
 - 不審者情報多発、警察によって証拠集め目的の監視カメラを一時的に設置

4. 「防災の手引」を未だに受け取られていない方へ

本年8月末から9月末までの期間、新たに発行した「防災の手引」を全組合員へお渡しするお知らせを行い、更に、その期限を11月末まで延長いたしました。未だに未受領の方が、1割ほどいらっしゃいます。

この「防災の手引」には、避難路や消火設備(消火器・消火栓等)の位置を示した図

(図9・図10参照)が含まれていて、いざと言う時に役立ちますので、是非管理事務所まで受け取りにきてください。何らかの理由で、管理事務所まで出向くことが困難な方は、管理事務所へ電話してください。

日時を調整の上、お届けします。

図7 防災の手引



図8 志木市地震ハザードマップ(一部参考)



図9 防災の手引: 避難経路図(一部)

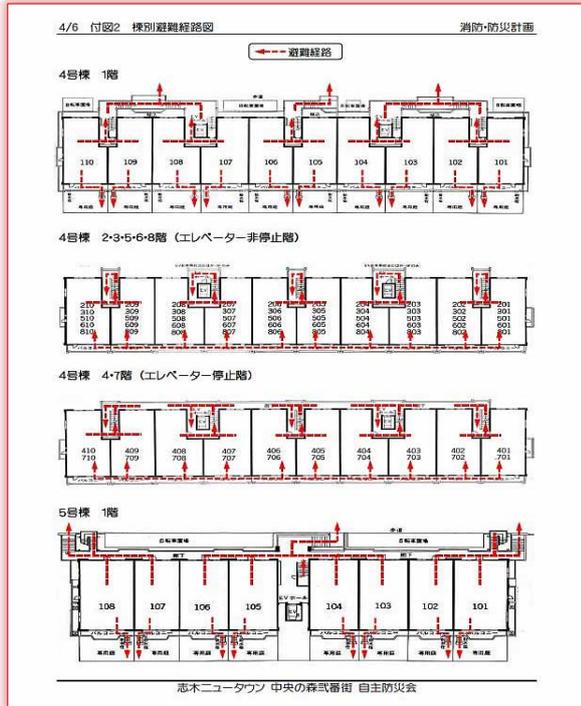
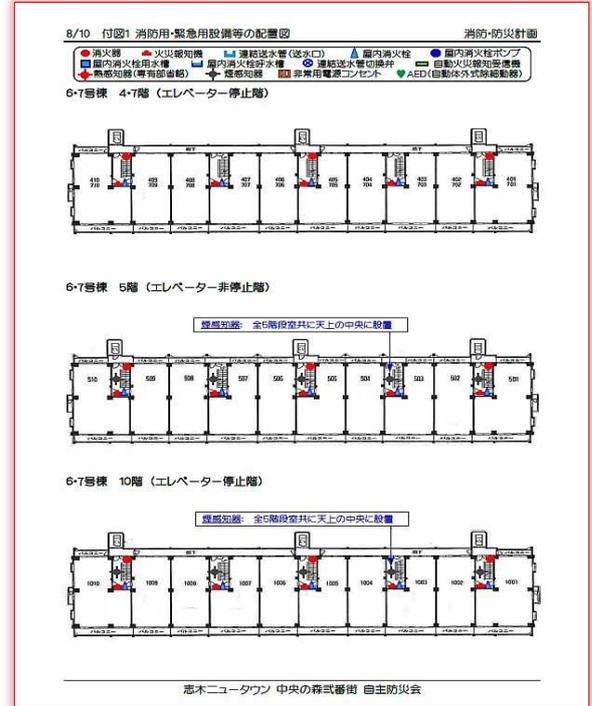


図10 防災の手引: 消防設備等配置図(一部)



5. 「簡易トイレ」を未だに受け取られていない方へ

本年3月、共用排水管改修工事期間中に、各戸のトイレが使えなくなる時間帯が発生するのを機会に、災害発生時においても役立つ防災備蓄機材である「簡易トイレ」の全戸配布を開始いたしました。

5月末には、それまで円形広場にあった共用排水管改修工事の仮設事務所で引き渡しを行っていましたが、工事が繁忙の時期になり機材等の保管場所確保のために、簡易トイレの置場がなくなりましたので、その後管理事務所で手渡しを行ってきました。

「簡易トイレ」の引渡しも「防災の手引」と同様に、未受領の方が1割を超えています。何らかの理由で、管理事務所まで出向くこ

とが困難な方は、管理事務所へ電話してください。可能な限り、ご希望の日時にお届けしたいと思っています。

図11 簡易トイレ(ベンリートイレ BT-6)



以上
中央の森式番街 自主防災会